

情報モラル教育の指導方法等の在り方について

情報教育チーム

I 研究実践の趣旨

昨年度の研究実践において「情報モラル指導の取組みのポイント」を次の5点に絞った。

- 1 後追い型指導から予防的指導への転換を図る。
- 2 小学校段階から計画的な指導の実践を進める。
- 3 担当者だけでなく、全員で繰り返し指導する。
- 4 既存の教材活用で効率的な指導を実践する。
- 5 保護者への啓発を充実させ、共に取り組む。

本チームでは、これらのポイントを研修やカリキュラムセンター業務など様々な場面で提言してきた。

具体的な取組みとして、「福島県の児童生徒の携帯電話の使用とインターネット利用状況」の分析に基づく問題点と対応策をまとめた指導資料「携帯Netリーフレット」を作成し、Webアップとあわせて県内の全ての学校へメール配信した。

また、指導教材として教員、保護者、児童生徒が理解し行動するためのプレゼンテーションと、指導内容を説明したノートからなる「情報モラル資料」を作成し、本センターのWebページからダウンロードして活用できるようにした。

新学習指導要領の総則に情報モラル教育の徹底が示されたことは周知のことであるが、本県教育委員会では平成21年3月24日付け20教生第941号「学校における携帯電話等の取扱いについて」の通知において、「福島県公立小・中・高等学校における携帯電話の取扱い指針」を明示した。

また、「青少年インターネット環境整備法」等の整備により保護者の責務が明確になったことで、学校のみならず家庭での情報モラル教育の重要性が増してきた。

本年度は、昨年度取り組んできた「本県の情報モラルの現状分析とその対応」の成果と課題を再度検証し、本センター作成の指導資料の学校現場への更なる普及と保護者への啓発を充実させるための実践に取り組んだ。

II 研究実践の方法・内容

1 県内各校の情報モラル教育の現状分析

例年、県内の全ての学校を対象に実施している「福島県の情報教育の実態等に関する調査」から、平成20年度の各校における情報モラル教育の実態と問題点を明らかにし、その対応について考察する。

2 県内の児童生徒と保護者の実態把握

平成21年9月に県内の小学校16校、中学校15校、高等学校14校の計45校の小学6年生・中学2年生・高校1年生の各1クラスを対象に、携帯電話の所持や使用状況、インターネットの利用状況について、1,386組の児童生徒・保護者に無記名アンケートを行った。

今回の調査での有効回答率は児童生徒が100%、保護者は90.4%であった。この調査結果を踏まえて、平成20年2月に実施した同調査との経年変化を含め分析し、顕在化された問題点への対応について考察する。

3 情報モラル指導資料の普及に向けての提案

県内各校の情報モラル教育の現状と本県の児童生徒が直面している現状と問題点を踏まえ、本年度は次の3点を課題として実践に取り組んだ。

- (1) 本センター作成の情報モラル指導資料の学校現場での更なる普及を図る。
- (2) 情報モラル教育に必要な学習指導案等の指導資料の提供を行う。
- (3) 保護者への啓発を充実させる。

(1)(2)の情報モラル指導資料については、学校現場へのフィードバックを図り、授業で活用できるように、教材・指導資料へと再構築を図っていく。具体的には、プレゼンテーション教材のスライドを活用した授業プランを本チームで提案し、学級担任等がパソコン室以外の普通教室等の環境でも情報モラル指導の授業が行えるようにする。

(3)については、「保護者には子どもを有害な情報

や様々なトラブルから守る義務がある」ことを保護者会等で啓発できるよう、指導事項を精選したリーフレットを作成し、学校現場での活用を推進できるようにする。

以上を踏まえ、本県における情報モラル指導の在り方を提案する。

Ⅲ 研究実践と考察

1 県内各校の情報モラル教育の分析と対応

(1) 県内各校の情報モラル教育の取組状況

① 情報モラル指導計画作成率

「情報モラル指導計画を作成し、計画的に指導した」が70.1%と昨年より約10ポイント増加したが、約30%の学校が「指導計画はないが、必要に応じて指導」している現状であることが分かった（図1）。

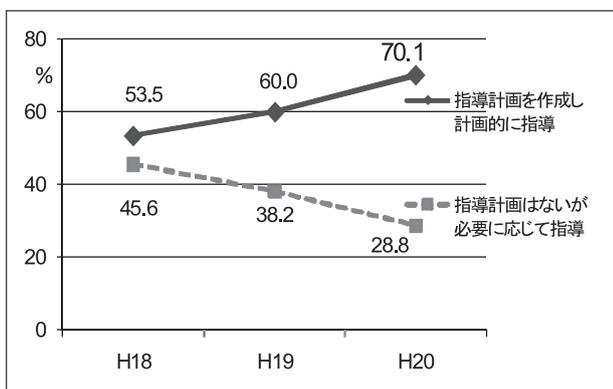


図1 情報モラル教育計画作成率と実施状況

指導の内容は、各校種とも「プライバシー・個人情報」が90%を越えており、年々増加している。次いで多いのが「コミュニケーション上のルールとマナー」となっており85%を越えている。特に、特別支援学校では、この内容が一番高い割合を占めている。

② 本センターWeb資料の活用状況

本センターのWebページ上の「情報モラルの理解と指導」の資料等 (<http://www.center.fks.ed.jp/18joho/moral/siryu.html>) の活用率が、全体で43.5%と半数にも満たないことが分かった（図2）。

今後、「活用する予定がある」と答えた学校は全体で73.6%であった。特に、小学校においては79.1%の回答が得られたが、校種が進むにつれ活用予定が減少している。

活用予定の時間としては、小学校で「総合的な学習の時間」が多く、中学校・高等学校・特別支援学校では「技術・情報関係の時間」が一番多かった。

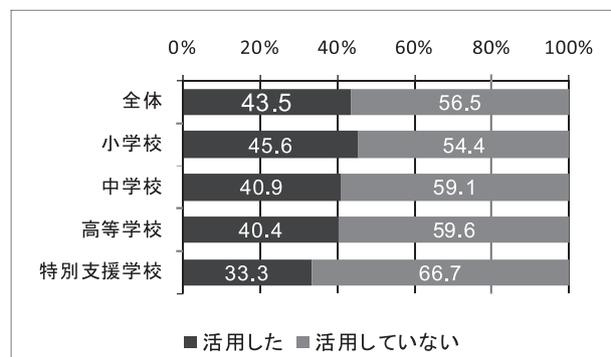


図2 本センターWebページ資料の活用状況

③ 校内研修の実施状況

情報モラル教育に関する校内研修について、「計画的に実施し、共通理解を図った」が、28.3%と前年度の2倍の数値となった。情報モラル教育の必要性を理解し、教育課程に位置付けて実施している学校が増えている。

一方で、「研修計画はなかったが、必要に応じて情報を伝達した」が一番多く、ここ数年この傾向は変わっていない（図3）。

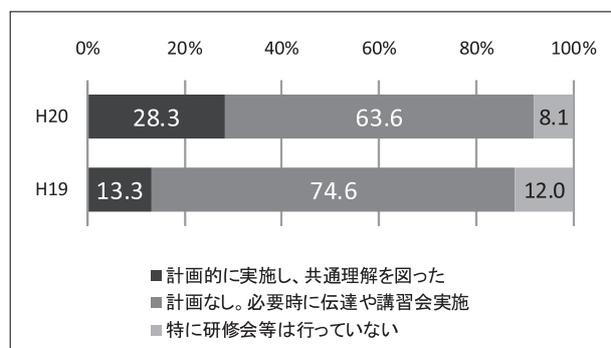


図3 校内研修の実施状況

④ 保護者との連携

保護者との連携においては、保護者に向けて「必要に応じて文書を配布した」「講演会や学習会等を実施した」と答えた学校が増えている。しかし、「保護者会等で説明した」と答えた学校が34.4%と減少していることから、継続的な取組みには至っていないのが現状である（図4）。

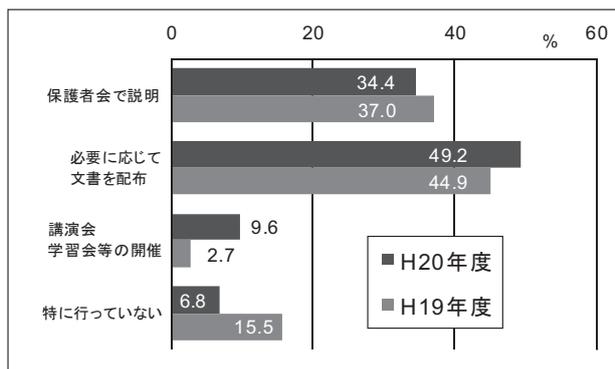


図4 保護者との連携

⑤ 情報モラルの指導時間

1年間当たりの情報モラル指導時間は、全校種において約75%の学校が1～4時間の実施時間であることが分かった(図5)。

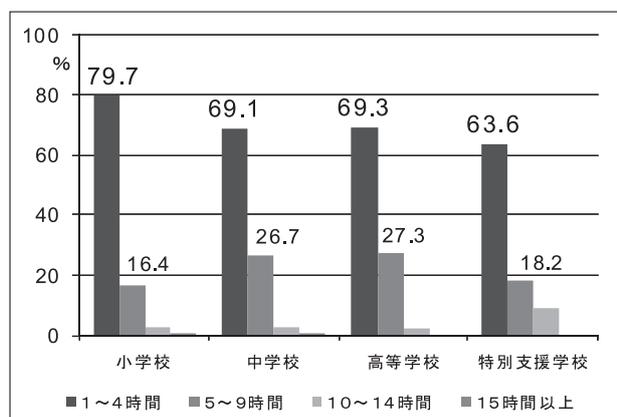


図5 1年間当たりの情報モラル指導時間

情報モラルの指導は、主に小学校では「総合的な学習の時間」、中学校・高等学校・特別支援学校では、「技術・情報関係の時間」で行われており、この傾向は過去3年間変わっていない。

また、これ以上の時間確保は困難であるとの回答や情報モラル指導は専門知識が必要であるとの解釈から、一部の教員や特定の教科での実施がほとんどであるといった回答もあった。

(2) 各校における諸問題

① 児童生徒の実態把握

児童生徒の携帯電話等に関する学校独自の調査(実態把握)については、小学校・中学校で約90%の学校が実施している。しかし、特別支援学校では、半数程度の学校で実態調査を実施しており、高等学校は更にそれを下回っている(図6)。

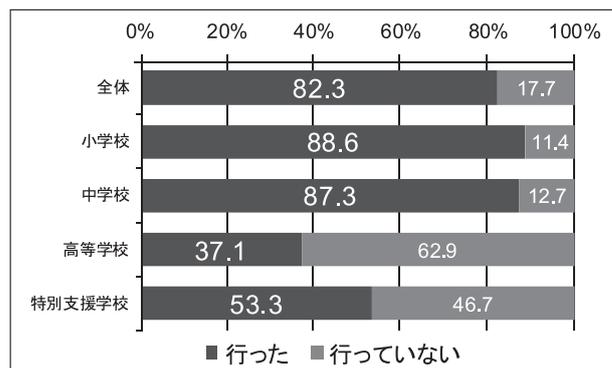


図6 携帯電話に関する学校独自の調査実施状況

② ICTに関わる諸問題(携帯電話を含む)

平成19年度と比較すると「ICTに関わる問題がなかった」と回答した学校が増加していることから、問題は減少傾向にある。

しかし、各項目が減少している中で「ブログ・プロフ」に関する問題は増加している(図7)。

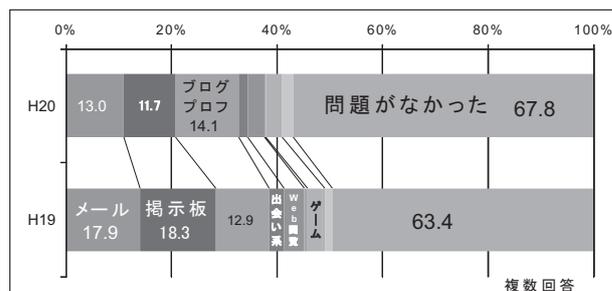


図7 児童生徒が関係するICTに関わる諸問題の割合

中学校・高等学校の「ブログ・プロフ」によるトラブルは、前年度より増加してきており、それぞれ33.8%、36.0%と最多の項目となった(図8)。

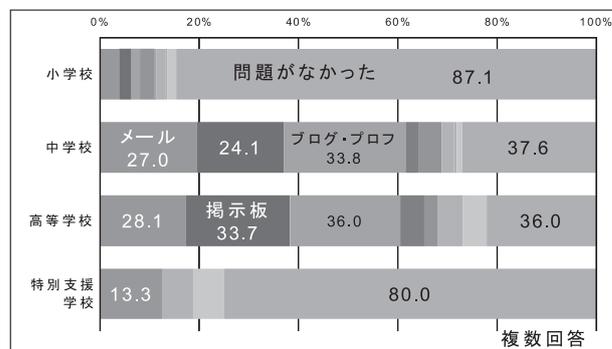


図8 校種別のICTに関わる諸問題の割合

③ 学校裏サイト開設の把握

小学校の99.4%、特別支援学校の全校が「開設されていない」と回答している。

それに対して、中学校では27.4%、高等学校では

47.2%の学校が自校の裏サイトが開設されていることを認識している。しかし、中学校では18.1%、高等学校では32.6%が「開設されているが、把握していない」と回答している（図9）。

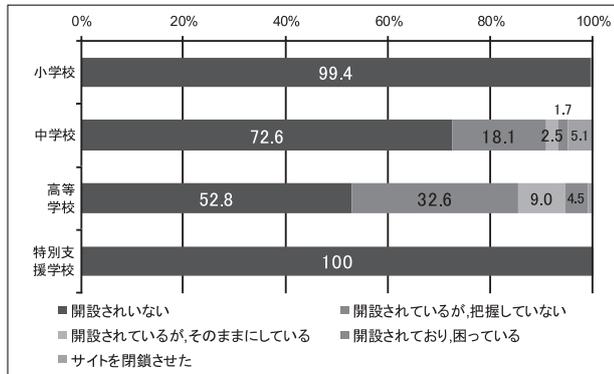


図9 学校裏サイト開設の把握

(3) 実態把握により顕在化された問題点への学校における対応

① 情報モラル指導計画作成の必要性

情報モラルの指導計画を作成し、系統的に指導することが必要である（参考資料P50参照）。

② 自校における児童生徒の実態把握の必要性

問題が減少してきたととらえていながらも、児童生徒が教員に相談する割合が低いことから、学校現場での児童生徒の実態把握は十分でないと考えられる。

また、学校としても家庭における児童生徒の活動や行動を把握しにくい側面もあったのではないだろうか。しかし、携帯電話の利用やインターネット等の課題については、学校側が現状を把握し、積極的に関わり児童生徒を守り育てていくという認識が必要である。アンケート等による実態調査を定期的実施することで実態把握に努めなければならない。

③ 学校からの情報発信

本県教育委員会では、携帯電話の安全な使い方や困ったときの連絡先などを掲載した「福島ケータイ安全サイト（<http://www.seikatsu.fks.ed.jp/seitosido/ikeitai/ikeitai/ikeitai.html>）」を開設しているが、児童生徒及び保護者における認知度は低かった。

各学校においても、携帯電話の安全な利用についての情報発信の方法を検討する必要がある。

2 県内の児童生徒と保護者の実態把握と対応

(1) 児童生徒の携帯電話使用とインターネット利用の実態

① 携帯電話の所持率

携帯電話の所持率は小学6年生が16.8%、中学2年生が29.5%、高校1年生が95.9%と前回調査の時よりどの学年も減少しているが、小学6年生までの所持率をみると、女子が23.2%と前回よりも増加しており、女子を中心に携帯電話所持率の低年齢化が進んでいることが分かった（図10）。

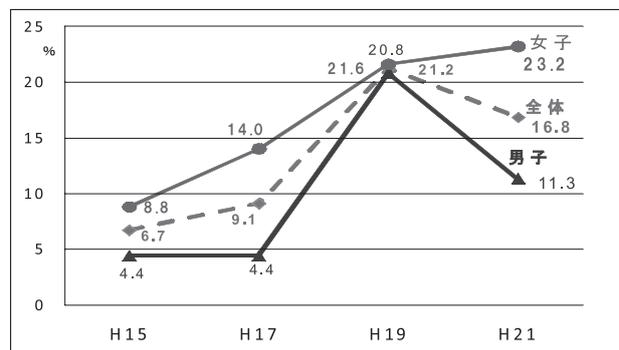


図10 小6までの携帯電話所持率

② インターネット接続機器の所有

約60%の児童生徒がインターネットに接続しているパソコンやゲーム機などの機器を持っていることが分かった（図11）。

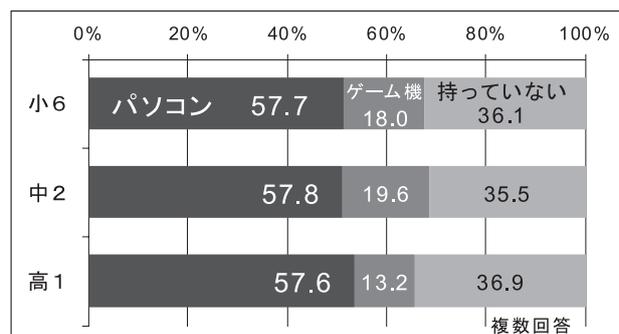


図11 インターネット接続機器の所有の割合

これに携帯電話の所持者を合わせると、小学6年生で約75%、中学2年生・高校1年生ではほとんどがインターネットに接続できる環境で生活していることが分かった。

③ フィルタリングの利用

携帯電話のフィルタリング利用率は前回調査の約2倍に伸びたが、18歳未満の使用者のフィルタリングが義務付けられているにもかかわらず、現在利用

していない児童生徒も多く、高校1年生においては約50%の生徒がフィルタリングを利用していない。インターネットに接続できるパソコン等のフィルタリング利用率は、全体で22.0%であった（図12）。

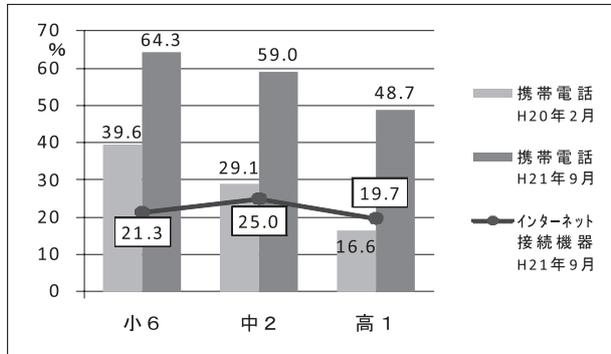


図12 携帯電話等のフィルタリング利用率(保護者回答)

「子どもの要求」や「自分の子どもは大丈夫」と安易な考えでフィルタリングを解除している中学・高校の保護者も多いことが分かった。

④ 携帯電話の使用状況

携帯電話を1日に2時間以上使用したり、メールを1日に20回以上送受信したりしている児童生徒について、前回調査時の小学6年生及び中学2年生は、今回の調査対象の中学2年生及び高校1年生であり、その変化を見ると、学年が進むにつれ長時間使用の傾向にあることが確認できた。

各校種別で見ると、中学2年生男子以外は1日2時間以上の使用及び1日20回以上のメールを送受信している児童生徒の割合は、前回より減少している。ただし、中学2年生女子と高校1年生女子においては携帯電話所持者の約半数が1日2時間以上使用しており、5時間以上使用している生徒も多い。更に、中学2年生男子で1日50回以上メールの送受信をしている生徒の割合の増加が目立つ（図13・図14）。

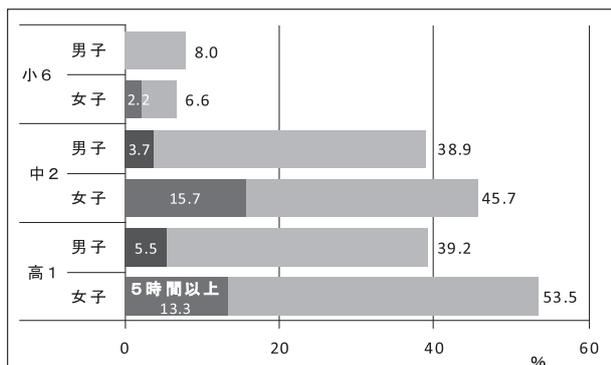


図13 1日2時間以上の携帯電話の利用割合

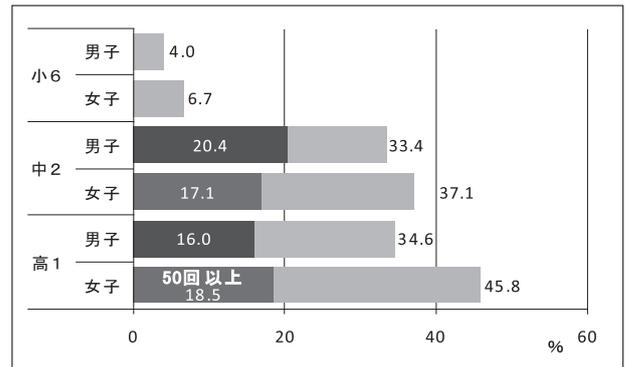


図14 1日20回以上メールの送受信をする割合

また、家庭でインターネットに接続できるパソコンやゲーム機などを1日に2時間以上使用する児童生徒は、中学生で最も使用する割合が高く、所有者の20%程度であった。

⑤ 自分専用のWebサイトの開設状況

自分専用のWebサイトを開設していると答えた児童生徒は、全体では前回調査より20%ほど減少していた。

しかし、中学2年生・高校1年生の開設率は、中学2年生女子で男子生徒の約4倍、高校1年生女子で男子生徒の約2倍にもなり、女子生徒のブログ・プロフ等のWebサイトへの興味関心の高さを再確認した（図15）。

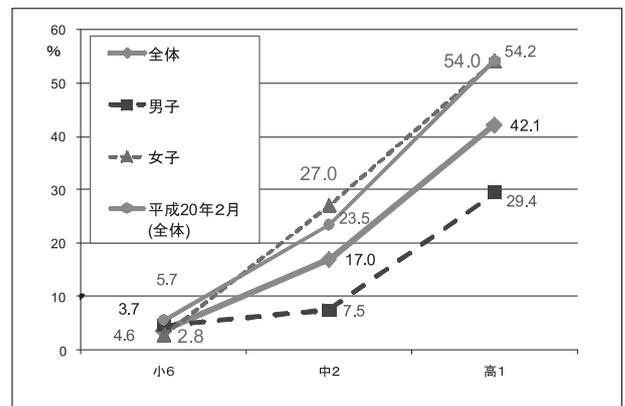


図15 Webサイトを開設している児童生徒の割合

⑥ インターネット上の交流

インターネット上で知り合った人から「会おう」と誘われたことのある児童生徒や、「実際に会ったことがある」児童生徒がいる事実が分かった（図16）。

出会い系サイト規制法による規制強化が図られ、出会い系サイト数は減少しているが、児童生徒個人の「ブログ・プロフ」がインターネット上での「出

会い」の場や交流の入り口となり、自分から誘い出したり、誘われたりする機会を作り出していることを認識しなければならない。

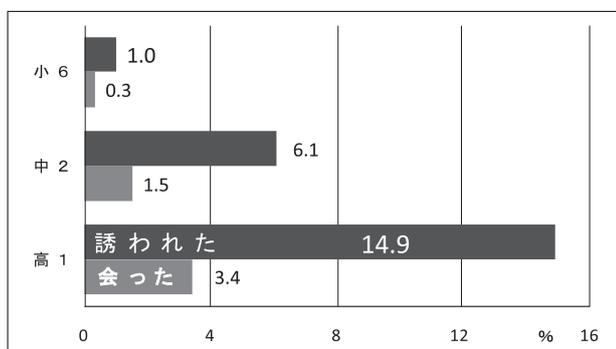


図16 インターネット上の交流状況

⑦ 学校裏サイトや掲示板への悪意ある書き込み

他人を傷つけるような内容の書き込みをしたり、書き込みをされたことのある児童生徒は、前回調査よりも減少している。しかし、中学2年生・高校1年生でこのような悪意ある書き込みをしたことのある生徒が約3%おり、中学2年生では前回調査より増加している(図17)。

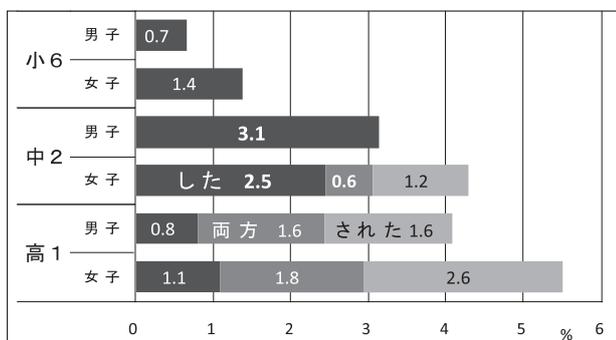


図17 裏サイトや掲示板への悪意ある書き込み

携帯電話におけるインターネット利用が増加し、中学・高校生のほとんどはインターネットに接続できる環境にあるにもかかわらず、有害サイトの閲覧者の割合は前回調査の半分であった。

しかし、フィルタリングを利用していない環境でインターネットを閲覧している児童生徒が多く、中学2年生で約5%、高校1年生で約7%が有害サイトを閲覧しており、特に男子にその傾向が強いことが分かった。

⑧ インターネットにおけるトラブルの内容

携帯電話やパソコンの利用でトラブルに遭った内容は、高校1年生においては、「チェーンメールな

どの迷惑メール」が約70%、「身に覚えの無い料金の請求」が約30%で、この2つがほとんどであった(図18)。

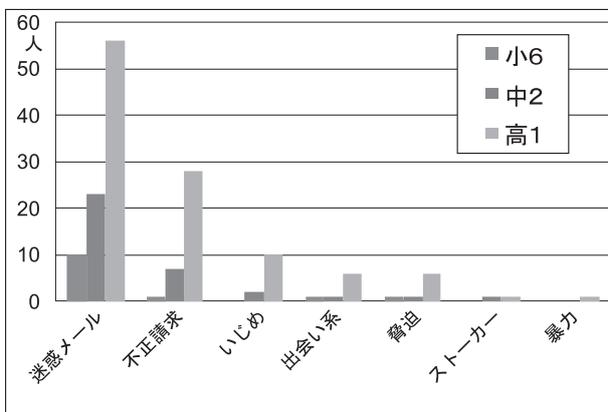


図18 インターネットにおけるトラブルの内容

他にも、「悪口などのいじめ」「出会い系サイトでの被害」「おどし・脅迫」「ストーカー被害」「暴力」の被害に遭った児童生徒がいることがわかった。

⑨ トラブルに遭遇したときの相談相手

実際のトラブル時の相談相手として、家族に相談する割合が約半数となり前回調査より高くなった。その一方で児童生徒の約3分の1が「誰にも相談しない」と答えた。また、「先生(学校カウンセラーを含む)に相談した」と回答した児童生徒が前回よりも増えたものの、全体的に低い数値を示している(表1)。

平成20年2月	家族	友達	先生	相談しない
小6	57.1%	23.8%	0.0%	14.3%
中2	34.3%	25.7%	2.9%	25.7%
高1	28.7%	29.9%	2.3%	31.0%

平成21年9月	家族	友達	先生	相談しない
小6	58.3%	0.0%	0.0%	33.3%
中2	43.8%	21.9%	9.4%	31.3%
高1	41.8%	27.8%	7.6%	39.2%

表1 トラブル時の相談相手(複数回答)

(2) 保護者の実態

① インターネットの良い点・悪い点の理解状況

インターネットの良い点・悪い点について、86.3%の保護者が「インターネットの危険性を知っている」と答えているが、中学2年生・高校1年生の生徒より保護者の理解度が低いのが現状である(図19)。

また、「携帯電話やインターネットの現状や危険性、及び対策についての詳しい説明」については

58.3%の保護者から「聞きたい」という回答が得られた（図20）。

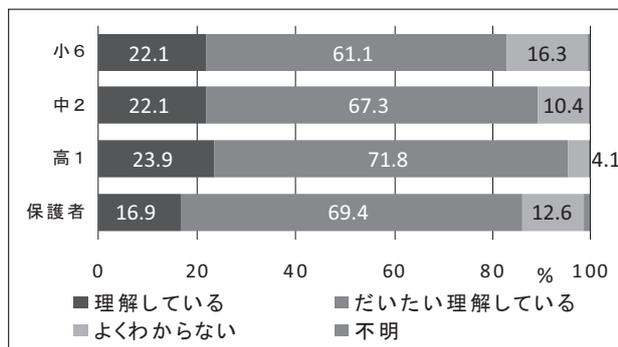


図19 インターネットの良い点・悪い点の理解状況

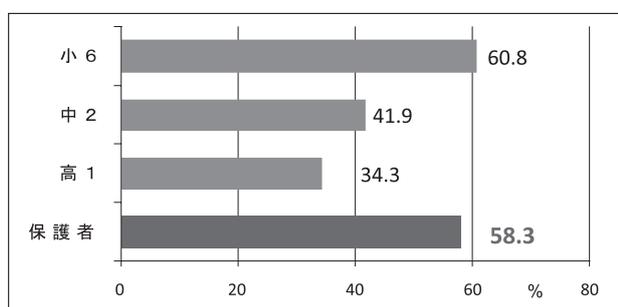


図20 インターネット上の危険回避等聴講希望

② 保護者の意識

「青少年インターネット環境整備法」の中に、フィルタリングサービスの活用を検討しなければならない等の保護者の責務が盛り込まれていることを認識している保護者は全体の20%以下である。

携帯電話の適正使用には、家庭内でのルール作りが大切であるが、実際には「ルールがある」と認識している児童生徒は半数にも達していない。

また、学年が進むにつれて、児童生徒と保護者の間には家庭内のルールの認識にずれが生じている。特に、高校生においてはその差は著しい（図21）。

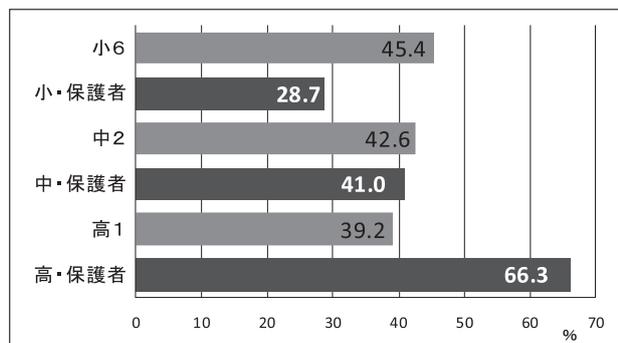


図21 家庭内でルールを設定していると認識している割合

(3) 実態把握により顕在化された問題点への児童生

徒及び保護者に対する対応

① 児童生徒に対して

ア 情報発信に伴う責任

ブログ・プロフや掲示板の危険性を十分に理解させると同時に、個人情報の取扱いには十分注意させなければならない。また、一度発信してしまうと情報の全てを回収することは不可能であり、情報発信には責任が伴うことをしっかりと理解させなければならない。

イ インターネットを通じたコミュニケーション

「顔の見えない相手との文字だけのコミュニケーションの性質」を理解させた上で、安易に書き込んだことが他人を傷つけることになるなど、ネットの向こう側にいる生身の人間を意識させなければならない。

ウ 情報モラル指導の必要性

携帯電話やインターネットの利用に関しては、所持の有無、利用の有無に関わらず、小学校の段階から計画的に情報活用能力を含めた情報モラル指導をしていかななくてはならない。

エ トラブルへの対応

迷惑メールや料金の不正請求等は、個人情報の流出・搾取やハイパーリンクからサイトへの誘導等により被害を受けることが多い。安易に個人情報の書き込みをしないことや電子消費者契約法[※]についても教えていく必要がある。

※電子消費者契約法では、インターネット上での契約には、契約を選択する複数の操作が必要とされており、この条件を満たさない場合、契約自体が無効となる。実際のサイト利用を伴わない架空請求やワンクリック契約への支払い義務はない。

また、このようなトラブルについては、親や教員など信頼できる周りの大人に相談することが一番であるということを更に徹底させていかななくてはならない。

② 保護者に対して

ア インターネットに関する正しい知識

保護者はインターネットに関する正しい知識と対処法を身に付けることが大切である。その上で、児童生徒のインターネット接続を利用することで遭遇するトラブルの解決には、大人の助けを借りることが最も重要であることを家庭内でも徹底させていか

なければならない。

イ 家庭でのルール・約束づくり

フィルタリングの利用により携帯電話の利用やインターネットに関するトラブルの件数や使用時間が減少することが報告されている。フィルタリングを利用させている保護者は、携帯電話やインターネットに関してある程度知識があり、子どもに対しても家庭内で一定の指導が行われていることが考えられる。

家庭でのインターネット利用に関する判断基準は子どもの成長にともなって変わっていくことから、子どもの発達段階に応じた約束・ルールづくりの場を意図的に設定し、定期的な確認や見直し等も行わなければならない。

また、子どもたちに携帯電話を持たせる前に、保護者は正しい知識を理解した上で、必要性やルール等を話し合うことが大切である。

3 情報モラル指導資料の普及に向けての実践

(1) 情報モラル授業実践

① 情報モラル実践協力校

実践校の選定にあたっては、学校規模、地域性、県内のバランス等を考慮して選出した。

校種 学年	学校名 (児童生徒数)	授業 実施日
小学校 6年	A 小学校 (635)	9/16
	B 小学校 (164)	9/7
	C 小学校 (365)	9/25
中学校 2年	D 中学校 (86)	9/7・14
	E 中学校 (396)	10/5・9
高等学校 1年	F 高等学校 (827)	9/7・8
	G 高等学校 (723)	9/10・11

② 実践授業の内容

ア 小学6年生

ネットの向こう側にいる人間を意識させる指導として、掲示板やチャットを教材とした、「インターネットのルール」を考えさせた。

スライドを使用した、掲示板やチャットについての説明を聞き、望ましいインターネットの利用を考え、発表し、それについてのまとめを行った。



小学校での授業の様子

イ 中学2年生

インターネットは安易な利用が様々な問題へと発展していくことから、適正使用について考える「情報の信頼性と有害情報」と、顔の見えないコミュニケーションの注意点を扱った、「コミュニケーション上のルールとマナー」の授業を実践した。ルールづくりを通して、文字だけのコミュニケーションの性質を理解させた。



中学校での授業の様子

えなないコミュニケーションの注意点を扱った、「コミュニケーション上のルールとマナー」の授業を実践した。ルールづくりを通して、文字だけのコミュニケーションの性質を理解させた。

ウ 高校1年生

自分自身の携帯電話の適正使用へとつなげていくために法的責任についても言及し、「陥りやすい行為と法的知識」の授業を実践した。

ブログ・プロフの利用を通して起こり得る問題とその罪についての説明を基に、インターネットを介した犯罪の罪の重さを理解させ、未然に防止する方法で考えさせた。

指導案		
インターネットのルール (小学校中・高学年)		
本時のねらい (1) インターネット、特にホームページや掲示板等の使用に関するルールやマナーを知る。 (2) インターネットの世界では、安易な悪口やいたずら書きが大きな問題になることを知り、望ましい情報発信の方法を考える。		
指導過程		
児童の活動	時間(分)	指導上の留意点
1 インターネットを利用する場所、場所について話し合う。 ○長所 ・いろいろなことを調べられる。 ・遠く離れていても話しかけることができる。 ○短所 ・悪口などが書いてある。 ・悪いサイトがある。	7	◇インターネットを利用すると多くの情報が簡単に得られることを踏まえて、その長所、短所について十分に話し合わせて発表させ、児童に関心を持たせる。
2 本時のめあてをつかむ。 ホームページや掲示板を使うときのルールやマナーを考えよう。	3	◆本時のめあてをつかむことができたか。
3 インターネットの利用について考える。 (1) 電子掲示板について理解する。 (2) 電子掲示板でのトラブルの事例を見て、感想を話し合う。 (3) 事例をもとに、ワークシートで振り返る。	28	◇児童は一般に電子掲示板の使用経験が少ないことから、その内容をスライドで紹介し、よさや手軽さを理解させ関心を持たせる。 ◇スライドを使ってトラブルの事例説明をするともに、児童に参加させ、感想を話し合わせる。 ◇ワークシートを記入することにより、具体的に自分の考えを振り返らせる。 ◇ワークシートの記入内容を発表させ、児童それぞれにインターネットの正しい利用の仕方を気づかせる。
4 本時の学習のまとめをする。 ・スライドを見て、やってはいけないことの確認をする。	7	◇スライドでまとめを行い、文字コミュニケーションでは自分の意志が伝わりにくいことや発言が過激になりやすいことを理解させる。また、自分がされて嫌なことを相手にしてはいけないことをしっかりと理解させる。 ◆ホームページや電子掲示板を使うときのルールやマナーが分かり、やってはいけないことが理解できたか。

資料 福島県教育センター情報モラル小学生学習指導用スライド、ワークシート

小学校における学習指導案(中・高学年)の例

③ 授業後のヒアリング調査から

授業者に対するヒアリング調査から次のような意見や感想が寄せられた。

ア 小学6年生

- 掲示板の「良い点・悪い点」を考えさせるために、ネット上の既存の掲示板を補助教材として利用した。
- 掲示板を使ったことがない児童が多い中、掲示板の有用性を理解させることは難しい。
- 学習した内容を、児童の生活に近づける工夫が必要である。

担任が普通教室で実施する場合には、掲示板等の疑似体験のさせ方が大きなポイントとなる。掲示板の疑似体験が難しい場合は、掲示板を具体的にイメージさせる教材が必要である。掲示板、チャットなどを具体的に示し、その有用性やメリットを理解させながら、それらの影の部分を示すことが重要である。

また、小学校の段階では、掲示板の書き込みを通して相手を思いやることの大切さを「情報モラル＝日常のモラル」という観点で、より具体的にイメージさせながら授業を進める工夫が必要である。

イ 中学2年生

- 答えを一つに絞らず、グループで話し合わせることは効果的である。
- 大切なことは「知識」としてしっかりと教えなければならない。
- 中学校生活では「携帯電話は持たなくていい」と考えている生徒が多く、自分のこととして考えようとしない生徒が見られた。
- 携帯電話やパソコンを利用していない生徒にとっては現実感がなく、生徒間の興味関心に大きな差が見られた。

携帯電話所持の有無にかかわらず、被害を未然に防ぐ方法をきちんと身に付けさせたいという教員の姿勢が大切であることを確認できた。

具体的な事例の提示については生徒の関心が高い。また、チェーンメールについては罪の意識の低さから、生徒同士で蔓延しているようである。

高校生になると携帯電話所持率が高くなることか

ら、生徒の実態を把握した上での指導の時期とタイミングを十分に考慮しなければならない。

ウ 高校1年生

- 生徒の被害に対する恐怖感が強い印象が感じられたので、被害の対策とともに、加害になりうる事例についても用意した。
- それぞれに感想や考えをまとめ、グループごとに意見交換を行った。
- 提示事例は既知の内容が多く、生徒は興味関心を示さないこともあった。

法令と関連付けたことによって生徒の真剣さが増し、携帯電話等でのインターネットの適正な使用への一助とすることができた。

自分の生活と関連付けて考えさせる授業展開の工夫が必要である。抽象的な事例の提示よりも、現実をより実感できる事例の提示が重要である。

普段から事例等をニュースサイト等から検索し、教材として準備しておくことが重要である。

(2) 情報モラル教育に必要な学習指導案等の指導資料の提供

① 教材の改編～小学校教材～

実践校の取組みを踏まえ、特別な知識がなくてもすべての教員が共通理解の基に指導できるような教材・指導資料の再構築を図っていくことにした。

その一例として改編した小学校教材を紹介する。

本センターの指導資料から抜粋し、授業で使用したスライド(図22)に、掲示板を疑似体験させることができない環境に対応できるよう、掲示板に対する理解を補うためのスライド教材を加えた(図23)。

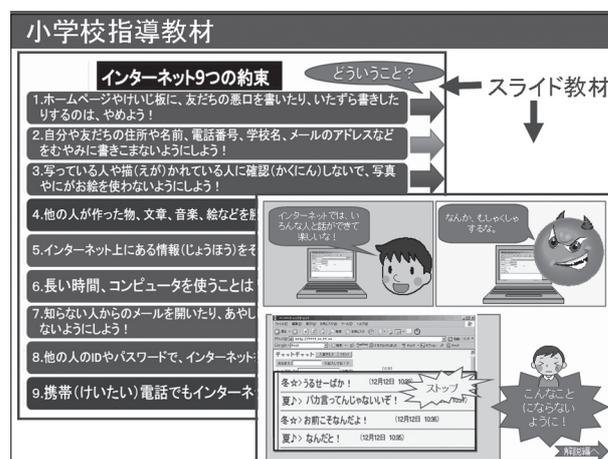


図22 小学校教材スライドの一部

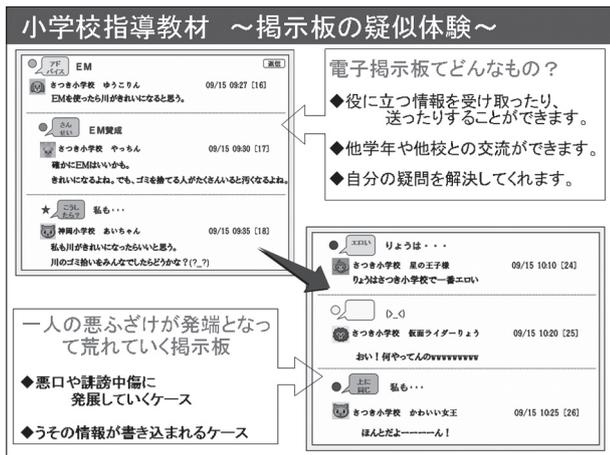


図23 小学校教材スライドの一部

内容は、掲示板の適正な使い方を理解させるスライドと一人の悪ふざけをきっかけに内容が変わってしまう掲示板を、時間の変化を追って考えさせながら見せるスライドである。

このように掲示板の良い点・悪い点をきちんと理解させることをねらいとしたスライドを追加し、学習指導案、補助教材と関連付けて教材化を進めた。

② 教育課程への位置付け

学校教育の中で様々な角度から教育活動全体を通しての情報モラル教育の推進が求められている。

しかし、限られた情報モラル指導時間の中では、各校種や学年における指導のポイントを絞っていく必要がある。

情報モラルと各教科の内容との関連については、文部科学省「教育の情報化に関する手引き」（平成21年3月発行）の中に示されている。特に、この手引きにある道徳の指導例として、メールや掲示板でのコミュニケーションを扱った指導例が示されているので、情報モラル教育を道徳の授業に位置付けた。

また、「小学校学習指導要領解説道徳編」（平成20年6月）では、情報モラルについて「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」として危険回避やネットワーク上のルールやマナー等の指導事項が具体的に示されている。これにより、情報モラルを題材とした教材を道徳の授業に活用することで、道徳的価値の自覚及び自己の生き方について考えを深めることを目的とした道徳的実践力を育成することができる。加えて、小学校での道徳における実践が、中学校3年間の発達段階を考慮した道

徳へとつながり、情報モラル指導の体系化が可能になる（図24）。

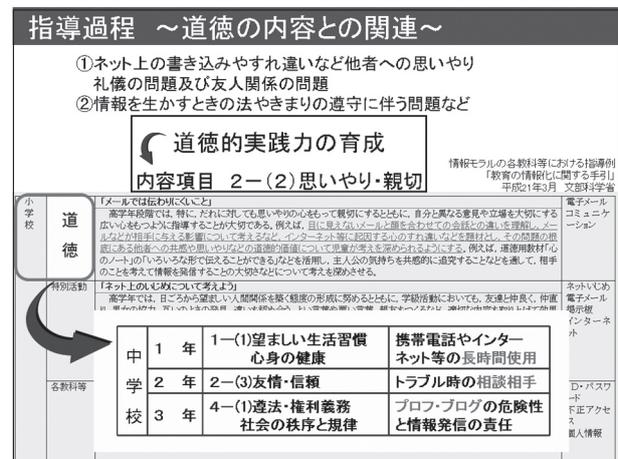


図24 小・中学校での道徳の内容の関連について

(3) 保護者への啓発の充実について

○ 保護者啓発リーフレット

保護者に対して家庭での情報モラル教育の重要性を具体的に認識してもらうために、これまで、本県教育委員会や本センターから配付したものを基に、総括的なリーフレット作成に取り組んだ。



図25 保護者啓発リーフレット(表紙)

法的な内容も含めて「保護者のみなさんに知っておいてほしいこと」「保護者のみなさんとお子さんで話し合っしてほしいこと」を明記した。また、平成21年9月実施の「携帯電話の利用とインターネットに関するアンケート」の調査結果を基に福島県の児童生徒と保護者が抱える課題とその対応のポイントを具体的に示した。

急増しているプロフの被害を未然に防ぐために、保護者がプロフの危険性についての理解を深めるための資料を掲載した。また、トラブルに遭った時の対処法についてはFAQとして掲載し、緊急時のトラブルにも対応できる内容にした（図25）。

IV 研究実践のまとめ

1 成果

- (1) 情報モラルの授業を実施する際、教材の選定や授業の展開がわからないといったケースに対応できるよう、指導教材だけでなく、学習指導案やワークシート等の補助資料を次のようにパッケージ化して学校現場へ提供することができた。

① 小学校

インターネットのルール	肖像権・著作権
プライバシー・個人情報	健康上の問題
コンピュータウィルスの危険	情報セキュリティ

② 中学校

情報の信頼性と有害情報	健康な生活
インターネットのルールとマナー	安全に使うために
情報社会と責任	きまりを守る

③ 高等学校

出会い系サイト・SNS*	健康な生活
チェーンメール・迷惑メール	インターネットの罪
陥りやすい行為と法的知識	情報発信の責任

情報モラル指導教材一覧

※SNS (social networking serviceの略)とは、各人が自由に閲覧・書き込みができるコミュニティサイトのこと。

- (2) 保護者啓発リーフレットは、年度当初の保護者会等で使用し、「保護者の責任と家庭の力」についての啓発を推進する一助となるようにした。

これから携帯電話を持たせる場合には、「本当に必要なかを考え、子どもと話し合う」ための資料として、また、すでに携帯電話を持っている場合には、「その使い方について子どもと話し合い、保護者が責任を持って使用させる」ための資料として活用を図り、携帯電話の適正使用へつな

げることができるようにした。

2 課題

- (1) 指導資料については、本センターWebページに掲載するだけでなく、来年度以降の各校種の基本研修において活用例を具体的に提示するなどして、学校現場での活用を積極的に呼びかけていく必要がある。
- (2) 保護者にとっては自分の子どもが通う学校のWebサイトが貴重な情報源になっている。各学校のWebサイトの利用も含めて、保護者に対する情報発信の方法を模索していくことが必要である。
- (3) 情報モラル関連の問題は変化が早く、携帯電話の利用やインターネットで起こる問題も様々である。これらの問題を的確に把握しながら変化に対応し、適切な情報や指導資料を提供していく必要がある。

〈引用・参考文献〉

- すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド
(日本教育工学振興会 2007年)
- 子どもを守る
携帯電話・インターネットの安全ガイド
(福島県青少年有害環境対策実行委員会 2008年)
- 学校裏サイト 下田博次 著
(東洋経済新報社 2008年)
- 「学校裏サイト」からわが子を守る！
安川雅史 著 (中経出版 2008年)
- 青少年育成(青少年の安心なインターネット利用環境整備に向けた施策の推進)
(<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>)
- 出会い系サイトに関連した犯罪防止リーフレットあぶない！出会い系サイト
(<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>)

(参考資料)

情報モラル校種別指導計画例

	1. 情報社会の倫理	2. 法の理解と遵守	3. 安全の知恵	4. 情報セキュリティ	5. 公共的なネットワーク社会の構築
主な指導内容 分類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報・プライバシー ・著作権・肖像権 ・掲示板・メール等の利用 ・インターネット上のエチケット(ネチケット)の重要性 ・携帯電話のマナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会でのルールとマナー ・違法な行為の事例とその対応 ・契約とその責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータやインターネット、携帯電話の適切な使い方 ・インターネット情報の信頼性 ・有害情報が基になったトラブル例 ・コンピュータや携帯電話の長時間利用に対する影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータのID・パスワードについて ・コンピュータウィルスの種類とその危険性 ・ネット犯罪の危険性 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報社会の一員としてのネットワークの公共性
小学校	低学年	○みんなで決めた約束やルールを守る。	○コンピュータ使用時の正しい姿勢や利用時間に気を付ける。 ○正しい情報の収集をする。	○コンピュータの動作がおかしくなったときの対応を知る。	
	中学年	○悪口やいたずら書き等の無責任な情報を発信しない。 ○写真や絵、図などは著作物であることを知る。	○情報発信や情報をやり取りする場合のルールやエチケットを知る。	○IDとパスワードの重要性(家の鍵と同様な働き)を知る。 ○コンピュータの動作がおかしくなったときの対応を知る。	○情報社会の一員として、協力し合ってネットワークを使う。
	高学年	○個人情報について理解する。 ○他人の作品の無断使用による影響を考える。 ○著作権の概要を知る。 ○掲示板・メール等の適切な使用を知る。	○情報社会でのルールやエチケットを守らない事例を知り、何が良くないかを考える。 ○契約行為の意味を知り、簡単に同意しないよう気を付ける。	○コンピュータやインターネットの適正な利用を理解する。 ○インターネット上の情報の信頼性を考える。 ○有害情報の存在や出会ったときの対処を知る。	○IDとパスワードの重要性と管理の仕方について理解する ○コンピュータウィルスの危険性とその防ぎ方を知る。 ○ネット犯罪の危険性を知る。
中学校	○インターネット利用の自己責任を理解する。 ○著作権・肖像権を理解する。 ○インターネット・携帯電話利用時のコミュニケーションの仕方を知る。 ○携帯電話のマナーを知る。	○情報社会における違法な行為を知り、その行動を考える。 ○契約について、基本的な考え方を理解する。	○インターネットや携帯電話の適切な利用を理解する。 ○有害情報を理解し、トラブルを未然に防ぐ。 ○仮想現実問題を理解し、コンピュータやインターネットの適切な利用を考える。 ○コンピュータや携帯電話の長時間利用時の健康への影響を知る。	○IDとパスワードの重要性を理解し、個人情報が漏えいしないようにする。 ○コンピュータウィルスの感染源と影響や被害について知る。 ○犯罪行為は必ず特定されることを知る。	○みんなの役に立つ情報を提供し、共有する。
高等学校	○個人情報の公開・流出による危険性を知る。 ○個人の権利(人格権など)を理解し、尊重する。 ○著作権を理解し、法律と関連付ける。 ○携帯電話のマナーを知る。	○違法情報、違法売買、違法商法を知り、それに関わったり、利用したりしない。 ○ソフトウェアなどの契約内容を理解し、適切な対応をする。	○インターネットや携帯電話の適切な利用を理解する。 ○有害情報が基になったトラブル例を知り、被害に遭わないようにする。 ○コンピュータや携帯電話の長時間利用時の身体への影響を知る。	○IDとパスワードが漏えいした場合の影響を考えるとともに、不正アクセスは絶対に行わない。 ○コンピュータウィルス対策の必要性と被害にあったときの対応策を知る。 ○インターネットや携帯電話でのショッピングやオークション利用の注意点を知る。 ○犯罪行為は必ず特定されることを知る。	○ネットワーク上の迷惑行為や報技術の悪用を見逃さない。

※「情報モラル」指導実践キックオフガイド(JAPET, 文部科学省委託事業)のモデルカリキュラム表との対応を踏まえて作成